

## 公益社団法人日本分析化学会 代議員選挙規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本分析化学会（以下「学会」という。）定款第14条の規定に基づき、代議員の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (選挙権)

第2条 選挙権及び被選挙権は、選挙が行われる年度の1月1日現在における正会員、教育会員及び維持会員が、これを有する（以下、有権者と略記する）。ただし投票日までに会員資格を喪失した場合には選挙権・被選挙権も失う。

### (代議員選挙)

第3条 代議員は、全有権者による投票により選出する。

2 学会細則10条に定める、理事及び理事会から独立した役員等候補者選考委員会（以下、選考委員会と略記する）が代議員選挙を管理し、選挙が行なわれる年度の11月30日までに代議員候補者を募り、翌年1月発行の機関誌により候補者を有権者に通知し、2月の理事会以前に選挙を実施する。

3 選考委員会は、下記の事由が生じたとき及び9条2項に該当する場合には3か月以内に再選挙を実施する。

- (1) 選挙で選ばれた代議員が定款14条に定める人数を満たさないとき、追加の候補を募り再選挙を行う。
- (2) 補欠の代議員を含めても代議員数が定款14条に定める人数を満たさなくなったとき、新たな候補を募り再選挙を行う。

### (代議員の立候補及び支部による推薦)

第4条 有権者のうち、代議員に立候補しようとする者は、自薦又は他の有権者の推薦により、選考委員会に、その定める締切日までに届け出る。

2 支部は、支部所属の有権者の中から候補者を推薦できるものとする。支部は推薦をするにあたっては、広く支部所属の有権者に推薦希望の有無を募らなければならない。

3 役員は候補者になることはできない。ただし、当年度の役員で当年度限りで退任する者は候補者となることができる。

4 理事を兼ねた支部長・副支部長は候補者を推薦することができない。その場合は理事でない副支部長が推薦を行う。

### (代議員選挙の方法)

第5条 選考委員会は有権者に対して機関誌広告により代議員選挙を案内し、立候補者を募集する。同時に各支部にも代議員選挙を案内し、推薦を要請する。

2 各支部の推薦候補者数は総数100名とし、当該支部に所属する年度初めの有権者の比率を勘案の上、選挙のつど理事会が推薦割当人数を決定し、選考委員会に通知する。

3 選考委員会は支部推薦候補者を含むすべての候補者と投票方法・投票期限を機関誌広告により全有権者に周知させる。

4 支部推薦によって選出された代議員が、その選出された支部から別の支部に所属を変更した場合でも、支部による推薦は有効とする。

#### (代議員選挙の投票)

第6条 選挙は、有権者が機関誌（1月発行）に掲載した候補者名簿兼投票用紙を印刷・記入の上で選考委員会へ送付する郵便投票によって行う。

2 選挙期日までの消印のある場合で開票前に到着したものは有効とする。

3 投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを選考委員会が確認するために封筒外側に氏名を記入するものとする。

4 投票に際して投票者を確認するためにとられた措置による個人情報投票の有効性を確認する以外にはこれを用いてはならない。

5 投票者は、全候補者名簿兼投票用紙のなかで不適と判断する候補者のみにX印をつけるものとする。印のない候補者は信任されたものとみなす。X印が有権者の過半数を超える場合は信任されない。

6 投票期日までに投票しなかった有権者は候補者全員を信任したものとみなす。

#### (代議員選挙の投票の効力)

第7条 投票の効力は選考委員会が決定する。この決定に当たっては第2項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

2 次の各号に該当する投票は、無効とする。

(1) 本規則に違反するもの。

(2) 選挙期日後に到着したもの（開票前に到着したもので選挙期日までの消印のあるものは有効とする）。

#### (代議員当選人の決定)

第8条 候補者数が定款14条に定める人数を超えている場合には、選考委員会で別段の定めをした場合を除いて、有効投票の信任数の多い順位によって当選人を決める。

2 選考委員会は、当選人が決定した場合には、これを直ちに会長に報告する。

(代議員当選の無効)

第9条 当選人が定款第13条によって正会員、教育会員及び維持会員の資格を欠くに至った場合においては、当選は無効とする。

- 2 有権者は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後2か月以内に選考委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合に選考委員会は、それが選挙の結果に異同を及ぼすおそれがあると認めるときは、選挙の全部または一部の無効を決定し、再選挙を行う。

(代議員の公告)

第10条 会長は、選任した代議員を、すみやかに本会会誌に公告しなければならない。

(代議員の解任)

第11条 代議員が次の各号の一に該当するときは、総会において代議員現在数の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により代議員を解任しようとするときは、当該代議員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、当該総会において、当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 第1項により解任すべき事由があると考え有権者は、当該代議員の氏名を記載の上、書面あるいは電子メールで、解任すべき事由を記載して、当該代議員の所属する支部に送付して申し出を行うことができる。
  - 4 100名以上の有権者から前項の申し出を受けた代議員については、理事会において、解任を総会に諮るか否かの決議を行う。

(記録の保存)

第12条 選考委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかる代議員の任期中は保存しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2019年10月1日一部改定、2021年10月19日一部改訂

2024年2月27日一部改訂